

鳥取県松くい虫等防除事業費補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(適宜事業内容に応じて申請)

○交付申請は、各地方事務所に郵送等により提出してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を各地方事務所に郵送等により提出してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：作業、支払いが終了し、事業量及び額が確定

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から60日以内)

6. 補助金の支払い

○問い合わせ先

【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

電話：0857-26-7305 メール：moridukuri@pref.tottori.lg.jp

【各地方事務所】

○東部農林事務所八頭事務所農林業振興課0858-72-3830

○中部総合事務所農林局林業振興課0858-23-3182

○西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室0859-31-9677

○西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課0859-72-2021